

「子ども・若者ビジョン」～子ども・若者の成長を応援し、一人ひとりを包摶する社会を目指して～概要

位置づけ

- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「大綱」として、子ども・若者ビジョンを作成
- 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めるもの

状況認識

●グローバリズムの進展 多様な価値観をもつ人々との共生が必要 情報化の更なる進展 視野等を広げる一方、被害等の負の影響の懸念 雇用環境の大変な変化 非正規雇用の増大、フリーター・ニートの数の高止まり 経済的格差の拡大と世代をまたがる固定化 「子どもの貧困」問題としてクローズアップ 家庭や地域の養育力の低下、児童虐待被害	(1)自己形成支援 ・日常生活能力の習得 — 生活習慣の形成、規範意識等の育成 等 ・多様な活動機会の提供 — 自然体験、芸術・伝統文化体験、等 ・学力の向上 — 基礎学力の保障等／高校教育の質の保証 等 ・大学教育等の充実 — 質の高い教育の展開支援 等 ・経済的支援の充実 — 子ども手当、高校の実質無償化 等	(2)社会形成・社会参加支援 ・社会形成への参画支援 — 社会形成・社会参加に関する教育 (シティズンシップ教育) の推進 ／子ども・若者の意見表明機会の確保 ・社会参加の促進 — ボランティア活動、国際交流活動 等	(3)健康と安心の確保 ・社会参加の促進 — ボランティア活動、国際交流活動 等 ・健康の確保・増進 — 思春期特有の課題(喫煙、性感染症等)への対応 ／健診教育の推進 等	(4)若者の職業的自立、就労等支援 ・相談体制の充実 — スクールソーシャルワーカー等の活用 等 ・就業能力・意欲の習得 — キヤリア教育、職業教育の体系的な充実 ／ジョブ・カード制度の推進 等	(5)就労等支援の充実 — 高校生、大学生等に対する就職支援 ／被害防止教育(メディアリテラシーの習得、情報モラルの涵養等) 等
--	--	---	---	--	---

策定の考え方

●社会を構成する重要な「主体」として尊重 ●子ども・若者を中心に据え、地域ネットワークの中での成長を支援 ●「すべて」の子ども・若者と、「困難を抱えている」子ども・若者の両方を支援 ●「今」を生きる子ども・若者を支えるとともに、「将来」をよく生きるために成長も支援 ●大人がその役割の重要性を認識し、積極的によりよい社会づくりを推進	(1)困難な状況ごとの取組 ①二ト、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援等 子ども・若者育成支援機会の設置促進(ネットワークの形成) ／支援に携わる人材養成／地域若者サポートステーション事業の実施 等 ②障害のある子ども・若者の支援 教育・就労支援等／発達障害のある者の支援 ・非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援 非行防止活動、相談活動の推進／薬物乱用防止(再乱用防止等) ／少年院における矯正教育等の充実／しょく罪指導等処遇の充実 等 ④子どもの貧困問題への対応 子ども手当、高校の実質無償化、奨学生金の充実／ひとり親家庭への支援 ／貧困の連鎖の防止／状況把握 等 ⑤困難を有する子ども・若者の被害防止・保護 児童虐待防止対策／里親の拡充など社会的養護の充実 ／児童買収、児童ポルノ等の犯罪対策／犯罪被害にあつた者等への対応 ／はじめ被害、自殺対策 ／被害防止教育(メディアリテラシーの習得、情報モラルの涵養等) 等
--	--

基本的な方針

●憲法及び児童の権利条約に基づき子ども・若者の最善の利益を尊重 ●子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー	(1)自己を確立し社会の能動的形形成者となるための支援 ●一人一人の状況に応じた総合的な支援 ●社会全体で重層的に実施 (5)大人社会の在り方の見直し	(1)すべての子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていける力を身につけるための取組 ●困難を有する子ども・若者やその家族 を支援するための取組 (3)地域における多様な担い手の育成
●地域の機能強化、地域における多様な担い手の育成 ●地元における多様な担い手の育成 - 青少年リーダー等の育成／ピア・カウンセリングの普及 等 ●子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応 ・フレーリングの性能向上・利便性普及／インターネット上の違法情報の取扱い ／ゲームや携帯電話をめぐる問題への取組 等 (2)大人社会の在り方の見直し - 履用・労働の在り方の見直し 等	(2)困難を有する子ども・若者等への対応 ●民間団体等の取組の推進 - 国民運動等の取組の推進／「新しい公共」による活動等の支援 ●関係機関の機能強化、地域における多様な担い手の育成 ・専門職の養成・確保 ・地元における多様な担い手の育成 - 青少年リーダー等の育成／ピア・カウンセリングの普及 等 ●子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応 ・フレーリングの性能向上・利便性普及／インターネット上の違法情報の取扱い ／ゲームや携帯電話をめぐる問題への取組 等 (2)大人社会の在り方の見直し - 履用・労働の在り方の見直し 等	(1)「子ども・若者ビジョン」は、主として学童期以降の施策に重点、「子ども子育てビジョン」は、乳幼児期を中心とした子どもや子育て家庭に関する施策に重点

今後の施策の推進体制等

・子ども・若者に関する実態等の把握 等 ・広報啓発等 ・国際的な連携・協力 ・国際機関等の連携・協働の促進 ・関係施策の実施状況の点検・評価 ・子ども・若者の意見聴取等 ・ビジョンの見直し(5年を目標) 等
--

子ども・若者等に対する施策の基本的方向

すべての子ども・若者の健全な成長を支援するための環境整備

●社会全体で支えるための環境整備	(1)環境整備 ①家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築 ・保護者等への支援を行う「家庭教育を開く取組」－ 家庭教育に関する人材養成、相談体制の充実 等 ・外部の力も活用した「開かれた学校」づくり - 学校支援地域本部やコミュニティスクールの設置促進／スクールカウンセラー・やスクールソーシャルワーカーの活用 等 ・放課後の居場所やさまざまな活動の場づくり - 放課後子どもプランの推進 等 ・犯罪等の被害に遭いにいたまちづくり ②多様な主体による取組の推進 ・相談体制の充実 - 子ども・若者総合相談センターの体制強化等の普及 ／オンライン・ペーパーソン等子どもとの相談体制の普及 ③関係機関の機能強化、地域における多様な担い手の育成 ・専門職の養成・確保 ・地元における多様な担い手の育成 - 青少年リーダー等の育成／ピア・カウンセリングの普及 等 ●子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応 ④子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応 ・フレーリングの性能向上・利便性普及／インターネット上の違法情報の取扱い ／ゲームや携帯電話をめぐる問題への取組 等 (2)大人社会の在り方の見直し - 履用・労働の在り方の見直し 等
------------------	---

理念

(1)憲法及び児童の権利条約に基づき子ども・若者の最善の利益を尊重 ●子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー	(1)自己を確立し社会の能動的形形成者となるための支援 ●一人一人の状況に応じた総合的な支援 ●社会全体で重層的に実施 (5)大人社会の在り方の見直し	(1)すべての子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていける力を身につけるための取組 ●困難を有する子ども・若者やその家族 を支援するための取組 (3)地域における多様な担い手の育成
---	--	---

重点課題

*「子ども・若者ビジョン」は、主として学童期以降の施策に重点、「子ども子育てビジョン」は、乳幼児期を中心とした子どもや子育て家庭に関する施策に重点
